

クラウドサービスと著作権

——最高裁判決の解釈を踏まえその影響について——

著作権委員会*

抄 録 近時、技術革新とネットワーク環境の変化に伴い、コンテンツの利用に当たり、コンテンツやソフトウェアの所在を意識することなく、どこでも利用できる環境が提供されるようになってきた。このような、いわゆるクラウドサービス時代が幕開けする一方で、平成23年1月にテレビ番組の転送サービスにおけるサービス提供者の著作権法上の責任をめぐる裁判の最高裁判決が下されている。今後のクラウドサービス時代に当たってこの判決の影響、今後の著作権法制度上の課題、在り方について検討した¹⁾。

目 次

1. はじめに
2. 環境の変化
3. カラオケ法理
4. ロクラクⅡ事件、まねきTV事件最高裁判決
 4. 1 ロクラクⅡ事件
 4. 2 まねきTV事件
5. クラウドサービスへの影響
 5. 1 最高裁判決後の解釈論の動向
 5. 2 新たな立法の必要性
6. 今後の法制度の在り方
 6. 1 著作権法第30条「私的使用のための複製」の解釈
 6. 2 包括的な権利制限規定の必要性
 6. 3 著作権法におけるアクセスコントロール保護
7. まとめ

1. はじめに

インターネットの普及により、デジタル技術及びネットワーク技術は飛躍的な発展を遂げ、情報コンテンツのデジタル化が急速に加速している。これに伴い、情報コンテンツのアクセス方法も、従来の物理的な媒体を通じたアクセス方法から、情報コンテンツをサーバで管理し、

ストリーミングやダウンロードを通じたアクセス方法へと変化してきた。また、情報コンテンツにアクセスするための機器も、パソコン等の特定の場所に固定して利用する機器から、携帯電話（スマートフォン）等に多様化し、通信手段を備える情報端末があれば、その機器の特性や場所を問わず、いつでもどこでも簡単に情報コンテンツへのアクセスが可能となった。

こういったアクセス方法は、いわゆる「クラウドサービス」を提供する事業者の増加に伴い多種多様化したといえるが、このようなサービス提供者の行為が著作権法上の侵害行為であるとして、権利侵害の主体を問われる判決が出ており、権利者とサービス提供者との争いが発生してきた。

平成23年1月に、テレビ番組の転送サービスにおけるサービス提供者の著作権法上の責任をめぐる裁判の最高裁判決（まねきTV事件、ロクラクⅡ事件）が立て続けに出され、その解釈については、様々な議論が巻き起こり、多くの有識者の間でも検討が行われはじめている。ま

* 2011年度 Copyright Committee

た、このような状況の中、平成24年1月には、両事件に関する差戻控訴審判決が出された。

本稿では、今後、本格的なクラウドサービスの時代を迎えるに当たり、クラウドサービスを展開するサービス提供者が権利侵害の主体とならないためには、どのような点に注意すべきなのか、先般の最高裁判決がクラウドサービスに与える影響や射程範囲、及び今後の著作権法制度上の課題や在り方について検討を行い、取りまとめた。

2. 環境の変化

従来、情報コンテンツは主に書籍、CD、DVDなどの各種物理的媒体によって流通し、利用者はこれらの媒体を購入することによって情報コンテンツを享受していた。また、情報コンテンツは、主として利用者本人が所有する様々な機器（パソコン、音楽プレーヤー等）を用いて複製されていた。この行為は著作権法第30条で保護される場所の私的使用のための複製に当たり、複製主体はコンテンツ利用者であることが明確なため、著作権法上の問題が生じることもなかった。

昨今、必要となるソフトウェアをインストールしたり、必要な情報コンテンツを自身のパソコン等に保存したりすることなく、クライアント端末側に必要最低限の処理をさせることによって、クラウドと称されるネットワーク上（以下「クラウド上」という。）の仮想サーバにあるソフトウェアを遠隔稼働させ利用することができる「クラウドコンピューティング技術」の進歩がめざましく、この技術を利用して情報コンテンツのストリーミングやダウンロードが可能な環境を提供したり、オンライン上の仮想サーバを利用して情報コンテンツを管理したりといったクラウドサービスが急増し、情報コンテンツの流通過程に変化をもたらすこととなった。つまり、オンラインでの音楽・動画配信、

データサーバの管理及び配信提供等を実現するために、「情報コンテンツ」（権利者）と「ユーザー」（利用者）との間に「サービス提供者」といった第三者が介在することになり、情報コンテンツの流通過程において当該サービス提供者の役割が重要になったわけであるが、こうしたサービス提供者の出現によって、様々な著作権法上の問題が浮き彫りになった。

まず、クラウドサービスを利用してネットワーク上の仮想サーバに情報コンテンツを複製する場合、その行為の主体をサービス利用者とするのか、あるいはサービス提供者とするのかという問題である。行為の主体を利用者個人とした場合、複製行為は「私的使用のための複製」と認められるが、サービス提供者が複製行為の主体であるとした場合、その行為は著作権侵害に該当することになる。

また、クラウド上のサーバにある情報コンテンツをユーザーの端末に送信しダウンロードするという行為についても、その行為の主体がサービス提供者とみなされた場合には、その行為が情報コンテンツ権利者の自動公衆送信や送信可能化権の侵害になりうるという問題も生じることとなった。

3. カラオケ法理

クラウドサービスにおいて行われるコンテンツの複製行為や送信行為に関して、サービス提供者は、コンテンツの直接の利用主体であるユーザーの行為に関与してはいるものの、自ら直接的に著作物の複製や公衆送信・送信可能化等の利用行為を行っているわけではない。言うなれば、ユーザーにクラウドサービスを使用させることを通じて、間接的に著作物を利用しているに過ぎないが、このような場合に、利用行為の主体は誰と考えるべきか。また間接的な利用行為についての責任をどのように問うべきか等、いわゆる「間接侵害」の問題として従来か

ら議論がなされてきた。

この点、産業財産権法、例えば、特許法第101条は間接侵害について規定しており、特許されたクレームのすべての構成要件を満たす直接的な侵害とはいえないようなケースでも、直接侵害を誘発する予備的・帮助的な行為については侵害とみなし（間接侵害）、かかる侵害行為に対して損害賠償、差止、刑事罰の責任を規定している。一方の現行著作権法には、このような間接侵害の規定は存在しない。

これまで、裁判において間接侵害の問題を解決してきたのが、いわゆる「カラオケ法理」である。昭和63年のクラブキャッツアイ事件最高裁判決²⁾において確立されたとされるこの法理は、物理的な利用行為の主体とは言い難い間接的な利用者について、2つの要素（「管理・支配性」及び「営業上の利益」）を満たす場合には、規範的に利用行為の主体と評価するものである³⁾。

同事件では、カラオケスナックで客がカラオケを唄う行為について、店の経営者が演奏権（著作権法第22条）の侵害の責任を負うかどうか争点となった。最高裁は、スナックの「管理・支配性」について、カラオケ装置は店によって設置され、従業員が客に歌を奨め、装置を操作してテープを再生し、客はその管理のもとに歌唱していると認定し、さらに「営業上の利益」についても、スナックは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、店の雰囲気づくりを集客につなげ、これを利用して営業上の利益を増大させることを意図していたとして、この要素も認めた。そして、これら2つの要素を満たす場合は、「客による歌唱も、スナックの経営者による歌唱と同視しうる」という判断を示した。

この最高裁判決以降、著作物の利用に関与するサービスに係る著作権侵害事件の様々な裁判例⁴⁾において、「カラオケ法理」が採用されて

きたと言われており、この法理の是非を巡って、これまで種々の議論がなされてきた。このような背景から、下級審にて「カラオケ法理」に基づいて審理がなされ、最高裁に上告されていた「ロクラクⅡ事件」及び「まねきTV事件」について、最高裁判所が果たしてどのような判断を下すのかが大いに注目されたのである。

4. ロクラクⅡ事件、まねきTV事件最高裁判決

4. 1 ロクラクⅡ事件⁵⁾

本事件は、サービス提供者が製造、販売・貸与を行うビデオデッキ「ロクラクⅡ」を用いた「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」というサービスについて、放送事業者（在京テレビ局等）から当該放送事業者の有する複製権（著作権法第21条）及び著作隣接権（著作権法第98条）を侵害しているとして、差止請求を求められた事件である。当該サービスで使用される「ロクラクⅡ」とは、デジタル録画機能及びインターネット通信機能を有するハードディスクレコーダーであり、2台の「ロクラクⅡ」がそれぞれ親機と子機の役割を果たす機能を制御するためのファームウェアを組み込むことで、1台は親機、もう1台は子機として使用することができる。日本国内に設置された親機がテレビ放送の放送波を受信し内蔵するハードディスクレコーダーに複製された後、インターネット回線を使用してサービス利用者の所有する子機に転送される。親機はサービス提供者の事務所内に設置され、サービス利用者の指示によってアナログ地上波放送が親機に録画されることによりテレビ番組は複製され、複製された番組データはインターネット回線を通じて子機に送信される。サービス利用者は子機が受信した当該データを、子機に接続されたモニターにて再生、及び子機のハードディスクに複製することが可能になる。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

当該サービスにおいて、親機のハードディスクレコーダーにテレビ放送データが複製される行為について、その主体がサービス提供者であるのか、もしくは複製の指示をするサービス利用者であるのかが争点となった。

(1) 原審判決について

本事件について、原審では、サービス提供者の提供するサービスは放送事業者の有する複製権及び著作隣接権を侵害するものではなく、違法ではないと判断された。以下、原審での判断のポイントをまとめたい。

<著作物の利用主体について>

著作物の利用主体について、原審では、サービス提供者が親機を自己の事務所に設置・管理することは、親機を購入、またはレンタルしているサービス利用者に「ロクラクⅡ」の機能を滞りなく提供するための技術的環境を利用者に代わって整備しているに過ぎないとし、テレビ放送の複製行為を実質的に管理・支配しているものとみることができないとして、サービス提供者の利用主体性を否定し、テレビ放送の複製主体は各サービス利用者であるとした。

<複製権・著作隣接権の権利侵害について>

複製権及び著作隣接権の侵害については、サ

ービス提供者は複製主体ではないという判断に加え、利用主体であるサービス利用者によるテレビ放送の複製行為は、その自由な意思に基づいて行われる私的使用のための複製（著作権法第30条）であるとし、放送事業者が有する複製権及び著作隣接権を侵害しないとされた。

(2) 最高裁判決について

しかし、その後の最高裁判決では一転して、サービス提供者は複製の主体として著作権者の複製権を侵害していると判断された。以下、最高裁の判断ポイントをまとめたい。

<著作物の利用主体について>

著作物の利用主体について、最高裁は「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当

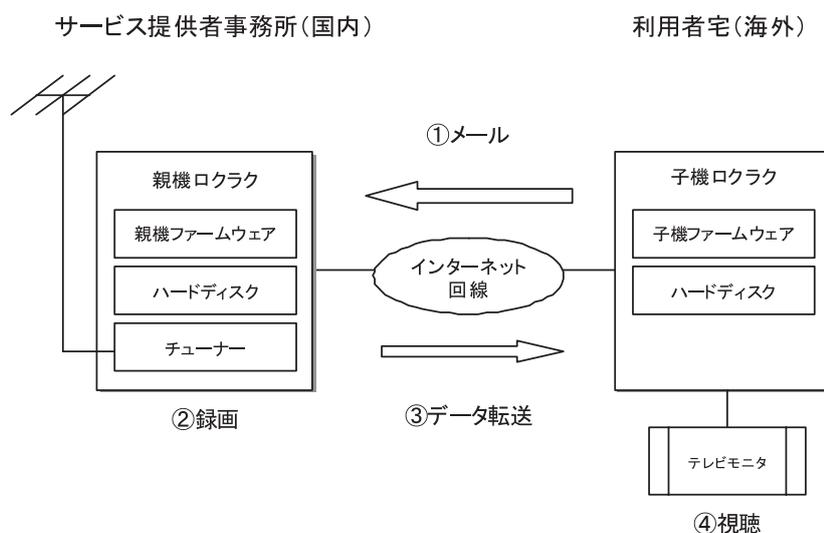


図1 サービス概要

たつては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である」と述べており、放送番組を、サービス利用者の求めに応じ、情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者が主体であるとし、サービス提供者が著作物利用の主体であるとした。

<複製権・著作隣接権の権利侵害について>

複製権及び著作隣接権の権利侵害についても、最高裁は、サービス提供者が親機「ロクラクⅡ」の機能を効果的に提供するための環境を整備するにとどまらず、「その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしている」とし、親機「ロクラクⅡ」がサービス提供者の管理、支配する場所に設置されていたとしてもテレビ放送の複製をしているとはいえないとした原審の判決を退け、サービス提供者は複製の主体として複製権を侵害していると判決した。

(3) 知財高裁 差戻控訴審

最高裁での上記判決を受けて、知財高裁での差戻控訴審の行方が注目されていたが、2012年1月31日付の判決では最高裁の判決に従い、サービス提供者をテレビ放送番組等の複製主体と認め、当該サービスによる各原告事業者の放送の録音・録画差止め、「ロクラクⅡ」親機の廃棄、及び計1,570万円の損害賠償を命ずる判決を下している。

4. 2 まねきTV事件⁶⁾

本事件は、サービス提供者が、各ユーザーの所有する大手電機メーカーが市販している「ロケーションフリー」という番組転送機能を有する機器を預かり、これを保管・管理する「まね

きTV」というサービスについて、放送事業者(在京テレビ局等)から、当該放送事業者の有する公衆送信権(著作権法第23条1項)及び送信可能化権(著作権法第99条の2)を侵害しているとして、差止請求を求められた事件である。

本事件で利用された機器は、親機(以下、「ベースステーション」という。)と子機(専用モニター及び無線通信機能を有する端末等をいい、以下、「受信端末」という。)からなり、まず、テレビアンテナ線やDVDレコーダー等をベースステーションに接続し、インターネット回線に接続する。これにより、外出先や海外における受信端末から、無線LANやWi-Fi及びインターネット回線への接続を通じた、ベースステーションへの遠隔操作が可能となり、当該ベースステーションで受信した映像コンテンツを、受信端末からの指示及び要求に基づき、デジタル変換し、受信端末に送信することにより、当該受信端末で映像コンテンツの視聴ができるというものである。

特に、「海外に在住しながら日本のテレビ番組を視聴したい」といったユーザーにおいては、非常に便利な機器であり、日本国内に設置したベースステーションを、海外のPCや専用モニター等からインターネットを通じてアクセスし、操作することで、リアルタイムにストリーミング視聴することができる機器であった。

また、ベースステーションと受信端末は、「1対1」の間においてのみ映像コンテンツの転送がなされるよう、あらかじめ特定された紐付けがなされている。

サービス提供者は、ユーザーが購入し所有する機器のベースステーションをユーザーから預かり、保管場所を設けてこれを管理し、また当該ベースステーションへのテレビアンテナ線の接続、電源の供給、インターネット回線への接続を行うといったサービスをユーザーに提供していた。

この点、当該サービスにおけるテレビ番組の送信について、送信可能化及び公衆送信行為の主体が、サービス提供者であるのか、又は当該機器を所有しベースステーションを遠隔操作するユーザー自身であるのかが争点となった。

(1) 原審判決について

本事件について、原審では、サービス提供者の提供するサービスは放送事業者の有する公衆送信権及び送信可能化権の権利を侵害せず、違法ではないと判断された。以下、原審での判断のポイントをまとめたい。

<公衆送信権・送信可能化権の権利侵害について>

公衆送信権及び送信可能化権の権利侵害については、その判断にあたり、ベースステーションが自動公衆送信装置に該当するか否かがポイントとなった。自動公衆送信装置とは、公衆（不特定または特定多数の者）が、電気通信回線を利用して著作物を直接受信される状態にするための送信機能を持つ装置をいい、送信可能化は自動公衆送信装置の使用を前提としているため

である。

原審では、テレビ番組の送信は、各ユーザーが購入し所有するベースステーションから、ユーザー自身が操作する受信端末への「1対1」の送信を行う機能を有するに過ぎないため、当該ベースステーションは自動公衆送信装置に該当しないと判断した。また、ベースステーションから受信端末への送信は、各ユーザーの指令があって初めてなされるものであり、これによりテレビ番組を覚知し得る状態となるため、ベースステーションにテレビ番組を入力するだけでは、公衆によって直接受信される状態にもならないため、サービス提供者の行為は、放送事業者が有する公衆送信権及び送信可能化権の権利を侵害しないと判断した。

なお、「著作物の利用主体」については、第一審において、サービス提供者の送信行為は、テレビアンテナからベースステーション間でのみ行われるものであり、ベースステーションから受信端末間の送信はサービス提供者ではなく、ユーザー自身の指令によってなされること、サービス提供者は、各ユーザーに放送番組を送

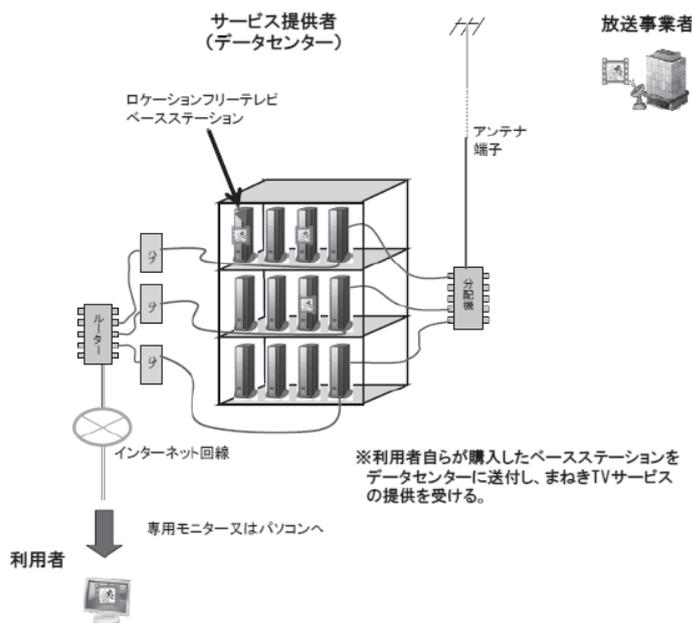


図2 サービス概要

信するか否かの決定に関与していないこと、またサービス提供者が受領するサービス利用料金については、ベースステーションの管理料として捉えられるため、当該利益の帰属があることをもって、テレビ番組の送信主体であるとすることはできないとして、利用主体性を否定し、テレビ番組の送受信行為の主体は、各ユーザーであると判断されているが、原審では、上記のとおりベースステーションの機能等に着目した判断となっており、著作物の利用主体について正面から判断されることはなかった。

(2) 最高裁判決について

しかし、原審判決に対して最高裁はその判断を一転させ、原審判決を破棄、事件を差戻した。つまり、著作物の利用主体は各ユーザーではなく、サービス提供者であり、サービス提供者が放送事業者の有する公衆送信権及び送信可能化権の権利を侵害すると判断した。以下、最高裁での判断のポイントをまとめたい。

＜著作物の利用主体について＞

著作物の利用主体について、最高裁は、「自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を各受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である」と述べており、また、ベースステーションを遠隔操作し、受信端末へのテレビ番組の送信の指令を出す各ユーザーが当該テレビ番組（著作物）の利用主体ではなく、各ユーザーがベースステーションを所有していたとしても、当該ベースステーションに分配器（1本

のケーブルに流れる信号を複数本のケーブルに分ける機器）を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受信されたテレビ番組がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理し、ベースステーションに当該テレビ番組の入力をしている以上、サービス提供者が著作物の利用主体であると判断した。

＜公衆送信権・送信可能化権の権利侵害について＞

公衆送信権及び送信可能化権の権利侵害についても、最高裁は、「公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これが、あらかじめ設定された単一の機器宛に送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときには、自動公衆送信装置に当たるといふべきである」と述べており、「1対1」の送信を行う機能をもって、自動公衆送信装置でないとする原審の判決を退けている。

さらに、何人も、サービス提供者との関係等を問題にされることなく、サービス提供者と本件サービスを利用する契約を締結することで同サービスを利用することができることから、送信の主体であるサービス提供者からみて、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たり、ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たるため、インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たるといふべきであると判断し、サービス提供者の行為は、放送事業者の有する公衆送信権及び送信可能化権の権利を侵害すると判決した。

(3) 知財高裁 差戻控訴審

最高裁での上記判決を受けて、知財高裁での差戻控訴審の行方が注目されていたが、2012年1月31日付の判決では最高裁の判決に従い、サービス提供者をテレビ番組の公衆送信及び送信可能化の主体と認め、当該サービスの停止及び約168万円の損害賠償を命ずる判決を下している。

(小括)

上記2つの判決は、情報コンテンツをサーバに保管し、当該サーバを電源及びインターネット回線に接続して管理するサービス提供者が、各ユーザーからの求めに応じて、当該情報コンテンツを送受信する点において、クラウドサービスと近似するサービス形態であり、今後、本格的なクラウドサービスの時代を迎えるに当たり、両判決がサービス提供者に対して大きな影響を及ぼす判決ではないかという懸念をもたらすこととなった。

では、果たして、両判決は、クラウドサービスに対して、いかなる影響を及ぼし得るものなのか、以下、考察したい。

5. クラウドサービスへの影響

5.1 最高裁判決後の解釈論の動向

これら2件の最高裁判決は、いずれも知財高裁で適法とされたサービスについて、サービス提供者を一転して主体者とみなすことによつて、違法と判断した。従来の「カラオケ法理」の判断基準そのものは採用しなかったものの、サービス提供者を規範的に利用行為主体と判断し、責任を問う法理の手法は保持されたといえる。

両事件のサービスは、アプリケーション、サーバやストレージなど一連のコンピューターリソースを提供するものではないものの、インタ

ーネットを利用して著作物の複製や公衆送信の「場」を提供する点において、クラウドサービス一般に共通する著作権法上の課題が示されているため、その判決の行方と今後の影響について大いに注目されたわけである。

これら最高裁判決が、クラウドサービス一般にもたらす影響について、一様に判断することは難しい。一口にクラウドと言っても、多種多様なサービスがあり、提供する仕組みやシステムの内容、また、事業者によるユーザーの行為への関与度も様々である。

判決直後は、この最高裁判決が今後、クラウドサービス全般に広く適用され、多くのサービスが違法となるのではないかと懸念する声も上がっていた。

しかし、その後、実務への影響力が強い最高裁調査官の解説において、(まねきTV事件判決の基準によつても)情報の発出、取得に直接関係するものではないメールサーバの運営者やプロバイダは「自動送信装置であるサーバ等に当該情報を入力していると評価できない」⁷⁾と述べられたり、「本判決の射程は、(中略)放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおけるなど、判決設定事例におけるものに限定される」(ロクラクⅡ事件)⁸⁾、と述べられるなど、両判決の射程を慎重に限定しようとする見解が示された。

また、その後も、「いずれの判決も結局のところは、テレビ放送の転送サービスに固有の事情を前提として判断を行っており、その射程は、テレビ放送転送サービスの事案に限定されるべきである」⁹⁾、「本件(両事件)は、……放送の受信が関係しない事例には及ばないものと思われる」¹⁰⁾、「(射程が明確に限定されているロクラクⅡ判決はもちろん、まねきTV判決においても)射程が及ぶのは少なくとも放送対象地域外のテレビ番組と同等に『著作物の取得』自体に社会的、経済的に見てサービスとしての価値

があるような場合であると考えられよう¹¹⁾などと、判決の適用範囲を狭く、限定的に解釈する学者、実務家の見解が多く登場することになり、クラウドサービスの環境整備の施策検討に際して文化庁が行った調査研究においても、「各判決によっても、クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体がサービス提供者であると、直ちには捉えられないと解される」、「本調査委員会では、最高裁判決の射程を限定的に捉える見解を支持する意見で概ね一致した」と結論づけられた¹²⁾。

最高裁が示した判断の当否に対しては、様々な見解があるものの、「これら最高裁判決がクラウドサービス全般に広く適用されるのではないか」との懸念は払拭されてきたといえる¹³⁾。

5. 2 新たな立法の必要性

このように両最高裁判決の射程は広くはないと思われるものの、「実際問題としては、その射程を超えて、近接する事案における規範的解釈の先導として機能していくことが予想される¹⁴⁾」という指摘もなされているところであり、クラウドサービスにおける利用主体性が今後裁判所においてどのように判断されるか、という点については、未だ不明なところが多いといわざるを得ない。

そして、新しいサービスを次々と創造・提供し、ビジネスを拡大していきたい事業者としては、クラウドサービスにおける新規のサービス提供が合法なのか違法なのか、裁判をやってみないと分からないような状況では、事業の設計度が制約されてしまい、ひいては我が国のクラウドサービス産業が萎縮し後退してしまうことになる¹⁵⁾。事業者の著作権侵害リスクについての予測可能性を確保するためにも、法改正等による対処を求める必要性が高まっているといえよう。

これについて、これまで、JIPAを含む産業

界の団体等は、コンテンツ流通・利用の促進の観点から、政府に対し、間接侵害の立法化等の措置を含めサービス提供者が著作権侵害とされない範囲を明確化するよう要望し、産業界の立場・意見を明らかにしてきた¹⁶⁾。

この問題について、政府においては、文化審議会に置かれた司法救済ワーキングチームで検討が重ねられ、2012年1月に、直接の行為主体ではない間接的な関与者に対する差止請求を認めるべきか、認める場合にどの範囲の者を対象にすべきか等についての「『間接侵害』等に関する考え方の整理¹⁷⁾」が公表されている。同報告書では、一定の類型に該当する間接行為者については差止請求の対象となることが明確となるよう立法的措置を講ずるべきであると結論づけており、これを踏まえ、今後は、具体的な立法の検討に向け、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会にて引き続き検討が進められることが予定されている。従来、行為主体が規範的に拡張されてきた要因の一つとして、現行著作権法において差止請求が認められる範囲が直接行為者に限定されるという解釈が有力であったことが挙げられるが、このような立法的措置が行われることで、無理に行為主体を拡張する必要性が低くなることが予想され、その結果、行為主体の規範的な拡張が抑制的になることが期待される¹⁸⁾。

6. 今後の法制度の在り方

以上が、今般の最高裁判決から直接、導かれる影響、課題と解決案であるが、これ以外に、クラウドサービスに関連する著作権法上の課題を3つご紹介する。

6. 1 著作権法第30条「私的使用のための複製」の解釈

まず、著作権法第30条に規定された「私的使用のための複製」の解釈である。著作権法第30

条1項は、「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる」と規定されており、個人自らで自身の使用のために複製する行為については、私的使用のための複製とみなし、著作権者の許諾無く複製する行為を認めている。しかしながら、クラウド上のサーバで管理されているコンテンツを、ユーザー自らの使用のために複製する場合、複製行為の主体を、ユーザーと評価するのか、あるいは、(複製行為が行われる機器の所有者である)クラウド事業者と評価するのかによって著作権侵害の成否が変わってきてしまう。

さらに著作権法第30条には、別の問題も残されている。著作権法第30条1項1号には、個人自らで自身の利用のために複製する行為であっても、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」については、私的使用のための複製とはみなさない旨規定されている。すなわち、コンテンツの複製が行われるクラウド上のサーバが30条1項1号の「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」に該当すると判断されれば、複製行為の主体について何れの解釈がなされても、私的使用のための複製とはみなされなくなってしまう。

私的使用のための複製行為において、技術の発展に伴ってより利用し易い環境が整ってゆく一方で、当該利用形態に著作権法第30条が充分に対応できておらず、技術の利便性を十分に享受できない状況になりかねない。したがって、上述の間接侵害と併せて著作権法第30条についても、著作権法改正を踏まえ解釈を明確にすべき必要があると考える。

6. 2 包括的な権利制限規定の必要性

これまで著作権法では、技術及び社会の発展に伴って著作物の新たな利用形態が生じるたびに、当該利用形態が著作権侵害か否かを検討し、検討の結果著作権侵害ではないと判断した利用形態につき、個別に著作権法に規定する方式で、法改正を繰り返してきた。しかしながら、上述の「間接侵害」や「私的使用のための複製」等の課題が示唆するように、技術及び社会が急速な発展を遂げる中で、様々な利用形態を予測し、新たな利用形態が生まれる度に個別に規定を設ける方式では、実際には対応し切れていない。そして、クラウドサービスの運用における行為についても、条文上何れの規定にも該当せず著作権侵害とみなされる可能性のあるケースも既に指摘されている¹⁹⁾。このように、技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応し、イノベーションを喚起してゆくためには、各利用形態について個別に規定を設けるのみの現行の対応では一定の限界があるため、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用を可能とする包括的な権利制限規定の導入を積極的に検討する必要がある。

6. 3 著作権法におけるアクセスコントロール保護

最後に、著作権法におけるアクセスコントロール保護の考え方について検討する。現行の著作権法においては、著作物へのアクセス等著作物の使用行為は著作権の支分権に当らず、著作権者の許諾無く実施可能である。しかしながら、クラウドサービスにおいては、クラウド上のコンテンツ等にアクセスするサービスを提供するため、コンテンツの権利者としては、コンテンツへの不正アクセスを懸念し、著作権法においても不正アクセスに関する規制を強化するよう要求することが予想される。しかしながら、本

来著作権法では、著作物にアクセスする等の使用行為は自由に実施できるのであって、保護が行き過ぎてしまうと、ユーザーの適法な行為が制約され、アクセス権という権利が、著作権法で事実上制度化されてしまうこと等が懸念される。したがって、アクセスコントロールの法的保護の検討に際しては、クラウドサービスの健全な発展を図るためにも、特定プラットフォームを保護する結果とならないよう、従来同様、権利の保護と利用のバランスへの配慮が非常に重要である。

7. まとめ

クラウドサービスの急速な発展に伴い、以前から懸念されてきた著作権法上の課題が、より浮き彫りになり、影響範囲が広がっている。コンテンツクリエイターの権利を尊重しなければならないが、新しいサービスが次々と創造され、ユーザーがその利益を享受することで、産業・経済も活性化していくことは非常に重要なことであり、著作権法という法律が、イノベーションや我々の生活の向上を阻害するものであってはならない。したがって、間接侵害の立法化やより柔軟性のある包括的な権利制限規定の導入等について今以上に活発な議論がなされることを期待する。

注 記

- 1) 本稿は、2011年度著作権委員会のメンバーである、石原健太郎（パナソニック）、上川潤（ソフトバンクモバイル）、庄司桜子（新日鉄ソリューションズ）、野村真弓（日本アイ・ビー・エム）各氏の執筆によるものである。なお、2011年度における委員会での本稿のテーマに関する検討及び本論説の作成にあたっては、神奈川大学の奥邨弘司准教授から多くのご示唆をいただいた。
- 2) 最高裁昭和63.3.15民集42巻3号199頁、判時1270号34頁
- 3) 上野達弘、知的財産権法と競争法の現代的展開、

783頁、2006年8月、発明協会

- 4) 例えば、「録画ネット事件」知財高裁 平成17年11月15日決定 平成17年(ラ)10007、「選撮見録事件」大阪高裁 平成19年6月14日判決 平成17年(ネ)3258など。
- 5) 「ロクラクⅡ事件」 第一審：東京地裁 平成20年5月28日判決 平成19年(ワ)17279, 控訴審：知財高裁 平成21年1月27日判決 平成20年(ネ)10055, 上告審：最高裁第一小法廷 平成23年1月20日判決 平成21年(受)788, 差戻控訴審：知財高裁 平成24年1月31日判決 平成23年(ネ)10011
- 6) 「まねきTV事件」 第一審：東京地裁 平成20年6月20日判決 平成19年(ワ)5765, 控訴審：知財高裁 平成20年12月15日判決 平成20年(ネ)10059, 上告審：最高裁第三小法廷 平成23年1月18日判決 平成21年(受)653, 差戻控訴審：知財高裁 平成24年1月31日判決 平成23年(ネ)10009
- 7) 山田真紀, Law & Technology, 51号, 103頁, 2011年4月
- 8) 柴田義明, Law & Technology, 51号, 113頁, 2011年4月
- 9) 三村量一＝松田俊治＝藤本祐太郎＝田村吉央, 知財権フォーラム, Vol85, 67頁, 2011年5月
- 10) 大西千尋, NBL, No.960, 55頁, 2011年9月
- 11) 小泉直樹, ジュリスト, No.1423, 11頁, 2011年6月
- 12) 文化庁, クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究 報告書, 19頁
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_06/pdf/shiryō_4.pdf (参照日：平成24年1月12日)
- 13) 一方で、音楽ファイルのストレージサービスについては、サーバにおける音楽ファイルの複製行為の主体をサービス提供者であると判断したMYUTA事件（東京地裁 平成19年5月25日判決 平成18年(ワ)10166）の地裁判決が存在しており、海外で類似のストレージサービスが普及している中で、我が国のクラウド事業の発展に悪影響を与えている、という指摘もある（日本経済新聞2012年1月19日付記事等）。なお、MYUTA事件の判決の射程について、前掲注8）の報告書では、「限定的に捉える見解を支持する意見で概ね一致した（19頁）」としている。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 14) 奥邨弘司, パテントVol.64 No.11, 95頁, 2011年8月
- 15) この点を指摘するものとして, 泉克幸, 知財管理Vol.61 No.9, 1386頁, 2011年9月など。
- 16) JIPA, 「知的財産推進計画2012」の策定に向けた意見
http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/11/120213_5.pdf (参照日:平成24年2月6日), その他の団体の意見については, 知的財産戦略本部, 「知的財産推進計画2012」の策定に向けた意見募集の結果について,
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenbosyu/2012keikaku/bosyu_kekka.html (参
- 照日:平成24年3月13日)
- 17) 文化庁, 「間接侵害」等に関する考え方の整理
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_06/pdf/shiryo_3.pdf (参照日:平成24年1月12日)
- 18) 「(直接侵害者ではない関与者の) 責任を認める範囲に適正な限界を設ける必要」を指摘した上で, 柔軟な解釈手法に頼るだけでなく, 「明確にすべき点は立法によって明確に」することの意義を説くものとして, 高部真規子, 実務詳説 著作権訴訟, p.99 (2012) 金融財政事情研究会など。
- 19) 前掲注12), 25頁

(原稿受領日 2012年3月15日)

